

高崎市過疎地域持続的発展計画（新旧対照表）

区 分	変 更 前	変 更 後
<p>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>(1) 現況と問題点</p>	<p>[P12]</p> <p>(1) 現況と問題点 (障害者（児）福祉)</p> <p>平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、身体・知的・精神障害の3障害に、難病等も障害の範囲に加わり、サービス利用の対象者が広がりました。また同法の基本理念として、障害の有無で分け隔てられることなく、全ての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会の実現が掲げられ、地域において日常生活又は社会生活を営むことへの支援が求められています。</p>	<p>[P12] 下線部を追加</p> <p>(1) 現況と問題点 (障害者（児）福祉)</p> <p>平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、身体・知的・精神障害の3障害に、難病等も障害の範囲に加わり、サービス利用の対象者が広がりました。また同法の基本理念として、障害の有無で分け隔てられることなく、全ての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会の実現が掲げられ、地域において日常生活又は社会生活を営むことへの支援が求められています。さらに、<u>障害のある人の雇用の機会を創出し、障害のある人が安心して働くとともに、収入を得ることができるよう、必要な訓練を受けられる環境整備や支援が求められています。</u></p>
<p>(2) その対策</p>	<p>[P12]</p> <p>(2) その対策 (障害者（児）福祉)</p> <p>障害者支援SOSセンターを設置し、障害者本人やその家族等の様々な不安や心配事、悩み事に対し、ワンストップで相談をいつでも受け付け、その対応を助言したり、関係機関につなぐなど、適切な支援を行っており、引き続き、総合相談窓口としての機能強化を図ります。</p> <p>また、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、相談支援事業所をはじめとした関係機関と密接に連携し、狭間や切れ目のない支援体制の構築を図ります。</p> <p>さらには、障害のある人に対する地域住民の理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加のための施策を推進します。</p>	<p>[P12] 下線部を追加</p> <p>(2) その対策 (障害者（児）福祉)</p> <p>障害者支援SOSセンターを設置し、障害者本人やその家族等の様々な不安や心配事、悩み事に対し、ワンストップで相談をいつでも受け付け、その対応を助言したり、関係機関につなぐなど、適切な支援を行っており、引き続き、総合相談窓口としての機能強化を図ります。</p> <p>また、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、相談支援事業所をはじめとした関係機関と密接に連携し、狭間や切れ目のない支援体制の構築を図ります。</p> <p>さらには、障害のある人に対する地域住民の理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加のための施策を推進します。</p> <p><u>障害のある人の雇用機会の創出については、自然豊かで農業を主産業とする倉渕地域において農産物を生産する就労支援施設を整備・運営します。農産物は、高付加価値かつ育てやすいものを選定することにより、施設利用者の工賃の向上を図ります。施設の整備・運営に当たっては、安全性や作業負荷等にも配慮するなど、障害のある人やその家族が安心して利用できるように取り組みます。中長期的には当該施設において生産した農産物の販売に加え、加工品の販売などにも取り組み、障害のある人の自立促進及び社会経済活動への積極的参加を図ります。そのことにより、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につなげるなど、倉渕地域の活性化にも寄与するような事業を推進します。</u></p>

(3) 計画			[P13] 項目・表を追加		
			(3) 計画 (令和4年度～8年度)		
	持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(5) 障害者福祉施設	その他	【障害者農業就労施設整備事業】 ○具体的な事業内容 ・付加価値の高い農産物を生産する障害者の就労支援施設の整備	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者・障害者福祉	【障害者農業就労施設運営事業】 ○具体的な事業内容 ・付加価値の高い農産物を生産する障害者の就労支援施設の運営 ○事業の必要性 ・障害者の自立を促進するための就労の場の確保 ○見込まれる事業効果 ・障害者の社会経済活動への積極的参加 ・農業の担い手不足の解消 ・倉渕地域のブランド力向上	市	

過疎地域持続的発展特別事業計画

[P15]

過疎地域持続的発展特別事業計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	くらぶち英語村運営事業	市	事業の実施により倉淵地域の知名度の向上が見込まれるとともに、全国から集まった留学生と地域住民との交流を通じて地域の活性化が期待できる。

[P17] 事業を追加

過疎地域持続的発展特別事業計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	障害者農業就労施設運営事業	市	事業の実施により障害者の就労の場を確保するとともに、地域の主産業である農業の担い手を確保することができる。さらに、高付加価値の農産物の販売により倉淵地域のブランド力の向上が期待できる。
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	くらぶち英語村運営事業	市	事業の実施により倉淵地域の知名度の向上が見込まれるとともに、全国から集まった留学生と地域住民との交流を通じて地域の活性化が期待できる。